

流域委員会委員長 松本 誠 様 2006. 8. 30
委員 法西 浩

いろいろとお世話になりありがとうございます。下記に意見書を提出します。
よろしく申し上げます。

意 見 書

自然再生推進法と自然再生への取り組み

2002年12月に「自然再生推進法」が、議員立法により成立し、2003年1月1日
から自然再生推進法が施行された。

「目的」は、生物の多様性の確保を通じて、自然と共生する社会の実現を図り、併せて地球環境の保全に寄与する（第一条）。

「自然再生」とは、過去に損なわれた生態系その他の自然環境を取り戻すことである。河川、湿原、干潟、藻場、里山、里地、森林その他の自然環境を保全し、再生し、もしくは創出し、また、その状態を維持管理すること（第二条）。

「基本理念」としては、健全で恵み豊かな自然が将来の世代にわたって維持されることに、生物の多様性の確保を通じて自然と共生する社会の実現を図り、併せて地球環境の保全に寄与することを旨とする（第三条）。

自然再生推進法では、特定非営利活動法人も、自然再生事業を計画することができるようになったので、今後は国や地方公共団体などの管理者が実施する事業と法人が進める自然再生事業が相まって進展するものと考えられる。

では、自然再生事業はどこから予算がつくとお思いだろうか。当然みなさまは、環境省だ、と思われるだろう。答えは、NO、である。実は、自然再生事業は2002年度に創設された国土交通省の予算制度である。

国土交通省は北海道における自然再生事業を、ラムサール条約登録湿地で、国立公園でもある釧路湿原において先導的に行ってきた。国土交通省は自然再生事業を、河川、公園、港湾で行っている。河川に関係する事業は、湿地・自然河川・干潟の再生である。2003年以降には、湿地環境の復元（渡良瀬遊水地）、旧河道を生かした蛇行河川の復元（荒川）、河岸改良による干潟の復元（荒川）が検討されている。一方、環境省（生物多様性センター）は自然再生推進法を受けた形で、国土交通省と連携しながらサロベツ湿原、釧路湿原で直轄事業としての自然再生事業を進めている。自然再生事業は、今述べたものは極く一部であって、この事業は全国に及んでいる。今後、この事業はますますさかんに進められるだろう。

国土交通省はすごい、また偉い。

では、わがまち・わがふるさと武庫川流域に話しを移そう。武庫川流域委員会は、8月で提言書をまとめることになった。しかし今積み残した問題は多い。

この委員会は、1997年から始まった新河川法を踏まえ、県はゼロベースから武庫川の治水を、25名の委員によって合意形成によって進めることになり、3年目を迎えている。参画と協働をどう活かすのかが焦点になる。

幸いなことに、委員会では、整備計画では新規ダム建設はなし、ということになった。しかし、基本方針では、ダムも選択肢に入れようということになっている。これは、とんでもないことである。自然再生推進法を活かすとすれば、ダムは当然NO、である。武庫川をよりよい川とするには、自然再生推進法の精神を十分に取り入れなければならない。

では、自然再生推進法を活かすにはどうすべきか？ 県が推進する参画と協働の精神を活かさなければならない。そうするにはどうしたらよいのか。筆者はワークショップの導入を視野に入れたい。

ワークショップの導入を！

ある河川の区間で、もっと治水の改善を図りたい。治水、利水、環境を考慮するには、地域住民との協働と合意が必要である。利水が損われないように、また、生物の多様性の問題、景観の問題も考慮するならば、住民と河川管理者と有識者との間で、ワークショップを開催する必要性が生じる。

また、ある地域で遊水地を造ろう、という案が浮かび上がったとしよう。その前から、戦略的環境アセスメントが先だって行われていなければならない。少し話しが進めば、地域住民とワークショップを開き、治水、利水、環境問題で合意が成立しなければならない。

流域委員会で、今起っている問題点がある。調査していない川口3km地点（狭隘地域）の実際に流れた台風23号の痕跡調査と、河道の流下能力の調査（粗度係数の算出）は、武庫川流域住民と、河川管理者と、水理学者の間でぜひワークショップを開くべきである。例えば、ある日の午前中に流域住民、河川管理者、水理学者の3者が立ち会って、目的の調査をする。午後は調査したデータを、3者で共通認識が得られるように、水理計算で水理量を算出する。

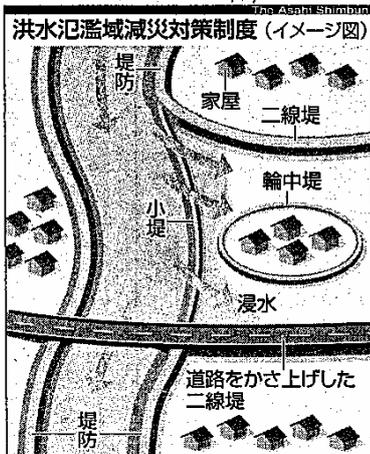
これから将来いろいろと問題が堤起されるが、これに対して、検討委員会とワークショップを交えて、問題解決して、よい川をつくれるよう提言する。

治水は、「あふれる」ことを前提に！

上に書いたフレーズは、すでにマスメディアで報道されていることである。流域委員会では、総合治水を議論している中で、河道以外の流域全体で治水を考えようとしたときに、ある委員からは、声を大きくして、地権者の同意が得られない、と反論があった。また流域自治体各市からも、同様の反論があった。

しかし、国土交通省は、「輪中堤」、「二線堤」の活用をはかるように、河川の水があふれることを前提として洪水から住宅地を守る「洪水氾濫地域減災対策制度」（仮称）を来年度から創設する方針である。武庫川でも以上のことを踏まえた対策を考えるべきである。

前回の流域委員会で、ある傍聴者の意見書では、台風23号で三田市上流域では、水田が湛水した、という（資料番号なし、2頁で）。聴き込み調査によって、湛水面積と貯水量を算出し、武庫川の流量にどの位の流出抑制が生じたかを算定することを提案する。この効果量は、これから先の治水を考える検討材料となり、大きな効果を生む、と考える。よって調査をお願いしたい。



国交省

新法検討 伝統的水防を活用

治水「あふれる」前提に

国土交通省は、伝統的な水防技術「輪中堤」や「二線堤」を活用し、河川の水があふれることを前提として洪水から住宅地を守る「洪水氾濫域減災対策制度」（仮称）を来年度から創設する方針を固めた。次の通常国会で関連新法の制定をめざす。これまで国の治水政策は、あらゆる河川に堤防を築き、上流にダムを建設して洪水を封じ込める手法に重点を置いてきた。これに対して公共事業費が減り続ける中、記録的豪雨が頻発する近年の傾向を踏まえ、川があふれても住宅被害を最小限にとどめる新しい治水の仕組みづくりを本格化させる。

新制度は、堤防整備が遅れている川の流域のうち、過去に浸水被害にあった地域を対象。住宅密集地区と田畑の境にある道路や鉄道の線路などをかさ上げするなどして二線堤を築き、住宅地を洪水から守る。また、二線堤で守れない地区は、住宅地の周りに輪中堤を造り、浸水が中に及ばないようにする。事業対象地域の川沿いの堤防は、本格的改修の時期までは小規模なまま（小堤）にとどめ、豪雨の際に川の水が安全にあふれるようにする。あふれた水が流れ込む地区は、氾濫時に果たす遊水池的な機能を損なうことのないよう、建物の敷地での開発を規制する。

二線堤や輪中堤を活用した治水は80年代以降、脈川（愛媛県）や吉田川（宮城県）などで先行的な事例があるが、自治体独自の取り組みだった。国交省は、国交省の管轄する河川を対象地域を決める手続きの統一的な規定がなかった。

対象地域は、川を管理する国や都道府県が地元の同意を得て指定する。選定をめぐり不公平感を持たれないよう、計画策定の際には住民などの意見を聴く機会を設ける。

一昨年、全国で大規模な水害が相次いだことから、国交省は昨年からの洪水の「封じ込め」から「減災」へと治水政策を転換。新制度はこうした考えに基づく。

一方、治水上の安全度の「格差」が固定化する可能性があることから、不安視する農村部選出の与野党議員らの抵抗も予想されるなど新法制定への障害も少なくない。

輪中堤と二線堤 川沿いの低地にある住宅地や田畑を輪のように囲って築かれた堤防が輪中堤。濃尾平野にある輪中堤が有名だ。二線堤は、川沿いにある本堤とは別に住宅地側に造られた第二の堤防を言う。本堤が決壊した時に被害の拡大を防ぐ。

提供 法西 浩

河川はらん被害軽減へ

土地利用の制限検討

国交省

国土交通省は十二日、河川のはらん被害軽減を目的として地域の一部に遊水機能を持たせるため、土地利用を制限する新制度を導入する方向で検討に入った。対象となる土地は開発を制限する一方、周囲の住宅地には堤防を築くなどして

優先的に守る。新たな法整備も検討する。はらんした水を一時的にためる遊水機能を保全する地区には、以前から浸水被害が頻発している農地などを選定。河川管理者や関係自治体が、堤防整備が遅れている地域に設定し、治水の妨げとなる開発行為に制限を設ける。

一方、住宅地は浸水する地区と堤防などで仕切り、河川がはらんしても家屋への被害が生じないようにする。こうした防災対策を講じる自治体を対象に助成制度を設けるほか、民間には工場な

とを守る水害防止の取り組みに税制優遇措置を検討。全体的な整備計画は河川管理者や関係自治体が協議して策定する。これまでの水害対策は流域全体に対策が行き渡るまでには時間がかかるため、同省は対策の強化を決めた。

提供 法西 浩